

福岡県公報

平成20年8月11日
第2859号

目次

告示(第1321号 - 第1332号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
福岡県土地利用基本計画の変更	(広域地域振興課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
道路の区域の決定	(道路維持課)	3
土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村整備課)	3
土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村整備課)	4
土地改良事業の同意	(農村整備課)	4
公安委員会			
機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	4
警備員等の検定等に関する規則附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	5

告示

福岡県告示第1321号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第

36条第3項の規定により公告する。

平成20年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市水城二丁目622 - 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
太宰府市水城一丁目17番34号
伊藤 善佐

福岡県告示第1322号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第

36条第3項の規定により公告する。

平成20年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町南里三丁目389番1、389番2、390番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡志免町大字別府290番地
黒瀬 光生

福岡県告示第1323号

福岡県土地利用基本計画(昭和50年9月22日策定)を平成20年7月23日付けで変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る事項
福岡県土地利用基本計画図の農業地域の区域
- 2 変更の内容

計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市
農業地域	次の図面のとおり	福岡市

(「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部広域地域振興課及び関係市役所において縦覧に供する。)

福岡県告示第1324号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年7月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人介護予防推進会
- (2) 代表者の氏名
平野 征洋
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市高良内町3798番地5

- (4) 定款に記載された目的
この法人は地域住民に対して、健康増進及び介護・介護予防・要援護に関する事業を行い、よりよい市民生活に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1325号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年7月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人 ばさらの会
- (2) 代表者の氏名
大野二三四
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区金の隈3丁目23番10-322号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は女性の視点から「世直しは九州の女性から」をモットーに、現代社会のあらゆる分野において、女性の意見と積極的な行動によって社会に貢献するものである。

1. 世直しは女性も参画、慈母のところで
2. 本音で語ろう、ばさらの会で
3. 出会い、思いやり、そして信頼
4. 子供や孫に残そう、美しい日本

を基本理念とし女性の視点から地域の実情や個々人の問題を把握し、生きていくために必要な様々な支援を必要とする人々に対して、幸せに暮らせる街づくり、人づくり、仕事づくり、住環境づくりを目指すために経験と知識を集結するものとし、福祉の増進や社会教育、こども教育の推進を行う事業・地域活動・環境保全・社会貢献・国際協力のための活動や支援、提言活動を行う。また、現代の「駆け込み寺」として時代の改革に貢献するとともに、すべての人々が健康で文化的な暮らしができる社会づくりと次の世代に美しい日本を継承せんとして活動することを目的とする。

福岡県告示第1326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡東環状線	前	糟屋郡粕屋町大字戸原13番先から 糟屋郡粕屋町大字戸原20番2先まで	8.0 ~ 17.0	167.0
			後	同上	8.6 ~ 19.7	

福岡県告示第1327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年8月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	安武本国分線	久留米市津福本町1688番148先から 久留米市津福今町471番35先まで

福岡県告示第1328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年8月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	柳川築後線	柳川市三橋町柳河231番15先から 柳川市三橋町正行51番1先まで

福岡県告示第1329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	飯塚穂波線	飯塚市蓮台寺1053番1先から 飯塚市津原1035番先まで	11.5 ~ 79.0	4,745.0

福岡県告示第1330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成20年7月15日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年8月11日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
三潞南部土地改良区	土地改良事業（維持管理）変更計画書及び定款の写し	平成20年8月11日から平成20年9月8日まで	柳川市役所 大川市役所 三潞郡大木町役場

福岡県告示第1331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成20年7月23日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年8月11日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
矢部川左岸下流土地改良区	土地改良事業（維持管理）変更計画書及び定款の写し	平成20年8月11日から平成20年9月8日まで	大牟田市役所 みやま市役所

福岡県告示第1332号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成20年8月11日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
大牟田市	農業用ため池整備事業 (高ノ平地区)	平成20年7月10日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第264号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成20年8月11日

福岡県公安委員会

- 1 講習の区分
機械警備業務管理者講習
- 2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成20年9月24日（水）から同年9月26日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（最終日の講習については午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- 3 受講定員
30名
- 4 受講申込方法等
 - (1) 受付期間
平成20年9月3日（水）から同年9月5日（金）までの午前9時から午後6時までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通

申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(4) 申込方法

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話し、事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日の午後6時までに、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日に、受講申込手続きを行わなかった者の受付番号及び事前申込みは無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

5 講習受講手数料

38,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、申請の取消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 機械警備業務管理者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交

付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時までの間、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは売りさばきを行っていないことから、受講申込みに際しては、事前に福岡県領収証紙を購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第265号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査（以下「書面審査」という。）を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

平成20年8月11日

福岡県公安委員会

1 書面審査期間

平成20年9月24日（水）から同年12月26日（金）までの間

2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 書面審査対象者

(1) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるものであって、次に掲げる事項のいずれかに該当する者

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証（以下（旧合格証）という。）の交付を受けていること。

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る、旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習（以下「指定講習」という。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（ただし、3の(1)に掲げる者を除く。）であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する者

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

4 書面審査申請手続等

(1) 受付期間

平成20年9月24日（水）から同年12月26日（金）までの福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く、午前9時から午後6時までの間

(2) 受付場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署

(3) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書（検定等規則別記様式）1通

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1枚

(エ) 旧合格証の写し

(オ) 前記3の審査資格に該当することを疎明する書面（下記a又はbのいずれか1つ）

a 前記3(1)に該当する者

検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書等）

b 前記3(2)に該当する者

検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（指定講習講師従事証明書等）

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 前期アのうち(イ)を除く書類

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

前期アのうち(イ)を除く書類

5 申請方法

(1) 前記書面審査の期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、そのものが属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、前記4(3)に掲げる必要書類を提出すること。

(2) 書面審査申請は、原則として審査申請本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

(3) 手数料

学科試験及び実技試験の全てが免除される書面審査については手数料を徴収しない。

6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。

7 その他

- (1) 検定審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています